

令和7年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表	8
3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	28
4 神奈川県行政機関設置条例 新旧対照表	29
5 選挙長等の報酬等に関する条例 新旧対照表	30
6 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表	31
7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	32
8 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	36

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

<第1条関係>

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）		
<u>区分</u>	<u>支給額</u>	<u>宿泊料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>食事料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）	<u>16,500円</u>	<u>3,300円</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）</u>
<u>運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）</u>			
備考（略）		備考（略）		

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）		
<u>区分</u>	<u>支給額</u>	<u>宿泊料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>食事料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）	<u>16,500円</u>	<u>3,300円</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）</u>
<u>運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）</u>			
備考（略）		備考（略）		

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）		
<u>区分</u>	<u>支給額</u>	<u>宿泊料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>食事料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）</u>	<u>16,500円</u>	<u>3,300円</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）</u>
<u>運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）</u>			
備考（略）		備考（略）		

<第2条関係>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）		
<u>区分</u>	<u>支給額</u>	<u>宿泊料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>食事料</u> <u>（1夜につき）</u>	<u>旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>
<u>宿泊費（1夜につき）</u>	<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）</u>	<u>16,500円</u>	<u>3,300円</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）</u>
<u>運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</u>	<u>最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）</u>			
備考（略）		備考（略）		

教育委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第9号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

公安委員会委員の報酬等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第10号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例（昭和26年神奈川県条例第17号）別表第2 新旧対照表

改 正		現 行		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第38号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第79号）別表第2 新旧対照表

改 正		現 行		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 （1夜につき）	食事料 （1夜につき）	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第10号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 （1夜につき）	食事料 （1夜につき）	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第11号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

選挙管理委員等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第32号）別表 新旧対照表

改 正		現 行		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）		
区分	支給額	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）			
備考（略）		備考（略）		

証人等の費用弁償に関する条例（昭和28年神奈川県条例第12号） 新旧対照表

改 正	現 行
（費用弁償） 第2条 証人等に対しては、特別の定があるものの外、費用弁償として旅費を支給する。 2・3 （略）	（費用弁償） 第2条 証人等に対しては、特別の定があるものの外、費用弁償として旅費を支給する。<u>ただし、旅行雑費については、知事が別に定めるところによる。</u> 2・3 （略）

2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
(削除)	目次 第1章 総則（第1条～第12条） 第2章 内国旅行の旅費（第13条～第23条） 第3章 外国旅行の旅費（第24条～第33条） 第4章 雑則（第34条～第39条） 附則
(削除)	第1章 総則
第1条 （略）	第1条 （略）
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 本邦 本州、北海道、四国、九州及び任命権者が知事と協議して定めるこれらに付属する島の存する領域をいう。	(1) 本邦 本州、北海道、四国及び九州並びに_____これらに付属する島の存する領域をいう。
(2) （略）	(2) （略）
(削除)	(3) 県内旅行 神奈川県内における旅行、神奈川県と東京都の区の存する区域との間における旅行及び任命権者が知事と協議して指定する職員の特定地域への旅行をいう。
(削除)	(4) 県外旅行 前号に定める地域を除いた本邦内及び当該本邦と前号に定める地域との間における旅行をいう。
(3) 内国旅行 本邦における旅行をいう。	(5) 内国旅行 県内旅行及び県外旅行をいう。
(4)～(7) （略）	(6)～(9) （略）
(削除)	(10) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
(8) 遺族 死亡した職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	(11) 遺族 死亡した職員の配偶者、_____子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法	(新設)

改 正	現 行
(昭和27年法律第239号) 第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の知事が規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、県と旅行役務提供契約(旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の知事が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。 (削除) (削除) (旅費の支給) 第3条 (略) 2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(4) (略) (5) 職員が出張又は赴任のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族 (6) 出張又は赴任のため知事が規則で定める外国旅行中の職員の配偶者又は子が死亡した場合には、当該職員 3 (略) 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項 の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他知事が規則で	2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表(1)による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、知事が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。 3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(東京都の区の存する地域にあつては、区の存する全地域)をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。 (旅費の支給) 第3条 (略) 2 職員 _____ 又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(4) (略) (5) 職員が出張 _____ のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族(新設) 3 (略) 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)がその出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され _____ 又は死亡した場合において

改 正	現 行
定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が知事と協議して定めるものを旅費として支給することができる。 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が知事と協議して定める金額を旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、<u>県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> （旅行命令） 第4条 （略） 2 （略） 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の<u>変更をする</u>必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすることができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその<u>変更をする</u>には、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、<u>又はその変更をすることができる。</u>この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。 5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、<u>任命権者が知事と協議して定める。</u> （旅行命令に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他	_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で知事が規則で_____定めるものを旅費として支給することができる。 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>知事が規則で_____定める金額を旅費として支給することができる。</u> （新設） （旅行命令） 第4条 （略） 2 （略） 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を<u>変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し<u>又はこれを変更する</u>には、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し<u>又はこれを変更する</u>ことができる。この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。 5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、<u>知事が規則で_____定める。</u> （旅行命令に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他

改 正	現 行
やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。 2・3 （略） （削除）	他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。 2・3 （略） <u>（旅費の種類）</u> 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、移転料、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。 6 日当は、外国への出張について、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 8 食事料は、旅行中に宿泊料が支給されない夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。 9 移転料は、赴任（新たに採用された職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。 11 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。 12 旅行雑費は、出張に伴う雑費について、1日当たりの定額又は実費額により支給する。 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に

改 正	現 行
	該当する場合について、定額により支給する。 14 外国旅行のうち、第32条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、外国旅行手当を旅費として支給する。 15 内国旅行又は外国旅行のうち第36条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、航海日当を旅費として支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するた	第7条 旅費は、
めのものとして知事が規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。	最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。
2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切りすてるものとする。
(削除)	第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。 3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。
(削除)	第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額

改 正	現 行
を利用する方法であつて任命権者が知事と協議して定めるものをいう。次項において同じ。) をもつて提出することができる。 5 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、任命権者が知事と協議して定める。 (削除) (削除)	(新設) 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、知事が規則で定める。 第2章 内国旅行の旅費 (鉄道賃) 第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金で現に支払つたものによる。 (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、下級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃 (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金 ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号に規定する運賃の等級と同一等級の急行料金 イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金 (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金 (5) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する寝台料金のほか、特別車両料金 (6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する

改 正	現 行
(削除)	<u>急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u> 2 <u>前項第3号に規定する急行料金は、県外旅行によるもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u> 3 <u>第1項第6号に規定する座席指定料金は、県外旅行によるもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>前項第1号に規定するもの</u> (2) <u>前項第2号に規定するもののうち、片道100キロメートル以上のもの</u> <u>(船賃)</u> 第14条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。</u> (1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金</u> (5) <u>第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> (6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u> 2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃によ</u>

改 正	現 行
(削除)	る。 (航空賃) 第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
(削除)	(車賃) 第16条 車賃の額は、実費額による。 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、任命権者が知事と協議して定める。
(削除)	(宿泊料) 第17条 宿泊料の額は、次の各号に規定する額とする。 (1) 甲地方の場合 1夜につき13,000円 (2) 乙地方の場合 1夜につき11,700円 2 県内旅行における宿泊料の額は、前項第1号に規定する額とする。 3 第13条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合及び前条第1項の規定により車中泊し、その車賃の額を支給する場合による宿泊料は、第1項の規定にかかわらず支給しない。 4 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 5 甲地方及び乙地方の地域は、知事が規則で定める。
(削除)	(食事料) 第18条 食事料の額は、1夜につき2,400円とする。 2 食事料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1) 前条第3項の規定に該当する場合で、鉄道賃若しくは車賃のほかに別に食費を要するとき又は鉄道賃若しくは車賃を要しないが食費を要する場合 (2) 船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合
(削除)	(移転料) 第19条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合に

改 正	現 行
(削除)	は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第 1 の定額による額 (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額 (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額） 2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。 (扶養親族移転料) 第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。 (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額 ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び食事料 イ 12歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額 ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料及び食事料。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する額を加算する。 (2) 前号の規定に該当する場合を除くほ

改 正	現 行
	<u>か、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u> <u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>（旅行雑費）</u>
(削除)	<u>第21条 旅行雑費の額は、1日につき120円とする。</u> <u>（退職者等の旅費）</u>
(削除)	<u>第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>（1） 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費</u> <u>イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの旅費</u> <u>（2） 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> <u>（遺族の旅費）</u>
(削除)	<u>第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>（1） 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費</u>

改 正	現 行
(削除)	(2) <u>職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> 2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第11号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> 3 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u> 第3章 <u>外国旅行の旅費</u> (<u>本邦通過の場合の旅費</u>) 第24条 <u>外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については本章に規定するところによる。</u> (<u>鉄道賃</u>) 第25条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。 (1) <u>運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u> ア <u>6級以上の職務にある者については、最上級の運賃</u> イ <u>5級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> (4) <u>6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合</u>
(削除)	

改 正	現 行
(削除)	<u>には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u> <u>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u> <u>(船賃)</u> <u>第26条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u> <u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にあるものについては最上級の直近下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については6級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃</u> <u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、6級以上の職務にある者については中級の運賃、5級以下の職務にある者については下級の運賃</u> <u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(3) 6級以上の職務にある者が、公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u> <u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>(航空賃及び車賃)</u>
(削除)	<u>第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）で現に支払ったものによる。</u>

改 正	現 行
(削除)	<u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u> <u>2 車賃の額は、実費額による。</u> <u>(日当、宿泊料及び食事料)</u> <u>第28条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u> <u>2 第25条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</u> <u>3 食事料の額は、別表第2の定額による。</u> <u>4 第17条第4項及び第18条第2項第2号の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。</u> <u>(支度料)</u>
(削除)	<u>第29条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u> <u>2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は前項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u> <u>(旅行雑費)</u>
(削除)	<u>第30条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>(死亡手当)</u>
(削除)	<u>第31条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。</u> <u>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u> <u>3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の</u>

改 正	現 行
(削除)	順位について準用する。 (外国旅行手当) 第32条 第6条第14項の規定により外国旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと任命権者が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が知事と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。 (退職者等の旅費)
(削除)	第33条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 (1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費 (2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦への旅行をした場合に限り、次に規定する旅費 ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。 イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
(削除)	第4章 雑則
(旅費の調整)	(旅費の調整)
第8条 任命権者は、旅行者が <u>県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他</u>	第34条 任命権者は、旅行者が <u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は</u>
<u>旅行における特別の事情により又は</u>	<u>当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u>
<u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u>	
2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、前2項の規定の統一ある適用を図るため、知事と協議して <u>これらの項の規定を適用する場合に関する部内の統一的な基準を作</u>	3 任命権者は、前2項の規定の統一ある適用を図るため、知事と協議して <u>同項</u> の規定を適用する場合に関する部内の統一的な基準を作

改 正	現 行
成し、この基準により旅費を調整するものとする。	成し、この基準により旅費を調整するものとする。
第9条 (略) (旅費の返納)	第35条 (略)
第10条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が、この条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき任命権者が知事と協議して定めるものに違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	(新設)
2 旅行者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づき任命権者が知事と協議して定めるものに違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。	
3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が知事と協議して定める。 (知事の監督)	
第11条 知事は、この条例の適正な執行を確保するため、支出命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。	(新設)
(削除)	(航海日当)
	第36条 第6条第1項に掲げる旅費に代え航海日当を支給する旅行は、職員が漁業調査等のため漁業指導船の乗組員として航行する旅行及び水産実習等のため水産学校実習船の乗組員として航行する旅行とする。
	2 航海日当の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事と協議して定める。
第12条・第13条 (略) (任命権者が知事と定めるものへの委任)	第37条・第38条 (略) (実施規定)
第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が知事と協議して定める。 (削除)	第39条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、知事が規則で定める。
	2 知事は、第3条第4項、第5項及び前項の規定により規則を定めようとするとき並びに第34条第3項の規定により任命権者の協議を

改 正	現 行																																																																																									
附 則	受けた場合において、その協議事項が一般的基準に関するものであるときは、 <u>人事委員会の意見を諮くものとする。</u>																																																																																									
1 (略)	1 (略)																																																																																									
2 従前の規定に基いてなされた旅費に関する決定その他の手続は、この条例の規定に <u>抵触</u> しない限り、この条例の規定に基いてなされたものとみなす。	2 従前の規定に基いてなされた旅費に関する決定その他の手続は、この条例の規定に <u>てい触</u> しない限り、この条例の規定に基いてなされたものとみなす。																																																																																									
3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあつては、 <u>第2条第9号及び第3条第2項第6号中「知事」とあるのは「教育委員会」と、同条第4項及び第5項中「知事が」とあるのは「教育委員会が」と、第6条第1項、第11条（見出しを含む。）及び第13条中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</u>	3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあつては、 <u>第2条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1日当、宿泊料及び食事料の表の備考1</u> <u>中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</u>																																																																																									
4 この条例を警察職員に適用するにあつては、 <u>第2条第9号及び第3条第2項第6号中「知事」とあるのは「公安委員会」と、同条第4項及び第5項中「知事が」とあるのは「公安委員会が」と、第6条第1項、第11条（見出しを含む。）及び第13条中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</u> (削除)	4 この条例を警察職員に適用するにあつては、 <u>第2条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1日当、宿泊料及び食事料の表の備考1</u> <u>中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</u>																																																																																									
(削除)	5 <u>内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事と協議して特例を定める内国旅行のため支給するものを除き、当分の間、第13条第1項第5号及び第14条第1項第5号の規定は適用しない。</u> <u>別表第1（第19条関係）</u> <u>内国旅行の旅費</u> <u>移転料</u>																																																																																									
	<table><tr><td rowspan="10">区分</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td><td>鉄</td></tr><tr><td>道</td><td>道</td><td>道</td><td>道</td><td>道</td><td>道</td><td>道</td><td>道</td></tr><tr><td>50</td><td>50</td><td>100</td><td>250</td><td>450</td><td>900</td><td>1,4</td><td>2,0</td></tr><tr><td>キ</td><td>キ</td><td>キ</td><td>キ</td><td>キ</td><td>キ</td><td>00</td><td>00</td></tr><tr><td>ロ</td><td>ロ</td><td>ロ</td><td>ロ</td><td>ロ</td><td>ロ</td><td>キ</td><td>キ</td></tr><tr><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>ロ</td><td>ロ</td></tr><tr><td>一</td><td>一</td><td>一</td><td>一</td><td>一</td><td>一</td><td>メ</td><td>メ</td></tr><tr><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>一</td><td>一</td></tr><tr><td>ル</td><td>ル</td><td>ル</td><td>ル</td><td>ル</td><td>ル</td><td>ト</td><td>ト</td></tr><tr><td>未</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>以</td><td>ル</td><td>ル</td></tr><tr><td>満</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>上</td><td>以</td><td>以</td></tr></table>	区分	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	道	道	道	道	道	道	道	道	50	50	100	250	450	900	1,4	2,0	キ	キ	キ	キ	キ	キ	00	00	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	キ	キ	メ	メ	メ	メ	メ	メ	ロ	ロ	一	一	一	一	一	一	メ	メ	ト	ト	ト	ト	ト	ト	一	一	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ト	ト	未	以	以	以	以	以	ル	ル	満	上	上	上	上	上	以	以
区分	鉄		鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄	鉄																																																																																	
	道		道	道	道	道	道	道	道																																																																																	
	50		50	100	250	450	900	1,4	2,0																																																																																	
	キ		キ	キ	キ	キ	キ	00	00																																																																																	
	ロ		ロ	ロ	ロ	ロ	ロ	キ	キ																																																																																	
	メ		メ	メ	メ	メ	メ	ロ	ロ																																																																																	
	一		一	一	一	一	一	メ	メ																																																																																	
	ト		ト	ト	ト	ト	ト	一	一																																																																																	
	ル		ル	ル	ル	ル	ル	ト	ト																																																																																	
	未	以	以	以	以	以	ル	ル																																																																																		
満	上	上	上	上	上	以	以																																																																																			

改 正		現 行							
(削除)			100 キ ロ メ ー ト ル 未 満	250 キ ロ メ ー ト ル 未 満	450 キ ロ メ ー ト ル 未 満	900 キ ロ メ ー ト ル 未 満	1,4 00 キ ロ メ ー ト ル 未 満	上 2,0 00 キ ロ メ ー ト ル 未 満	上
	6 級 以上 の職 務に ある 者	円	円	円	円	円	円	円	円
		126 ,00 0	144 ,00 0	178 ,00 0	220 ,00 0	292 ,00 0	306 ,00 0	328 ,00 0	381 ,00 0
	5 級 から 3 級 まで の職 務に ある 者								
		107 ,00 0	123 ,00 0	152 ,00 0	187 ,00 0	248 ,00 0	261 ,00 0	279 ,00 0	324 ,00 0
	2 級 以下 の職 務に ある 者	93, 000	107 ,00 0	132 ,00 0	163 ,00 0	216 ,00 0	227 ,00 0	243 ,00 0	282 ,00 0
	備考 路程の計算については、水路及び陸路 4分の1キロメートルをもつて鉄道1キ ロメートルとみなす。								
	別表第2（第28条、第29条、第31条、第32条 関係）								
	外国旅行の旅費								
	1 日当、宿泊料及び食事料								

改 正		現 行								
		日 当（一日につ き）				宿 泊 料（1 夜につ き）				食 事 料 （ 1 夜 に つ き ）
		指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	6 級 以上 の職 務に ある 者	7, 2 00	6, 2 00	5, 0 00	4, 5 00	22, 500	18, 800	15, 100	13, 500	6, 7 00
	5 級 から 3 級 まで の職 務に ある 者	6, 5 00	5, 5 00	4, 5 00	4, 0 00	20, 100	16, 800	13, 500	12, 100	6, 0 00
	2 級 以下 の職 務に ある 者	5, 8 00	4, 8 00	3, 9 00	3, 5 00	17, 700	14, 800	11, 900	10, 700	5, 3 00
備考										
1 指定都市とは、知事が規則で定める都市 の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧 州地域及び中近東地域として知事が規則で 定める地域のうち指定都市の地域以外の地 域で知事が規則で定める地域をいい、丙地 方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中 南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び										

改 正	現 行																																					
	<u>南極地域として知事が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u> <u>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。</u> <u>2 支度料及び死亡手当</u> <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="3">支度料</th><th rowspan="2">死亡手当</th></tr><tr><th>旅行期間</th><th>旅行期間</th><th>旅行期間</th></tr><tr><th>1 月未満</th><th>1 月以上 3 月未満</th><th>3 月以上</th><th></th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td><u>8 級以上の職務にある者</u></td><td><u>78,160</u></td><td><u>94,910</u></td><td><u>111,650</u></td><td><u>580,000</u></td></tr><tr><td><u>7 級又は 6 級の職務にある者</u></td><td><u>70,070</u></td><td><u>85,090</u></td><td><u>100,100</u></td><td><u>520,000</u></td></tr><tr><td><u>5 級から 3 級までの職務にある者</u></td><td><u>61,990</u></td><td><u>75,270</u></td><td><u>88,550</u></td><td><u>460,000</u></td></tr><tr><td><u>2 級以下の職務にある者</u></td><td><u>53,900</u></td><td><u>65,450</u></td><td><u>77,000</u></td><td><u>400,000</u></td></tr></table>	区分	支度料			死亡手当	旅行期間	旅行期間	旅行期間	1 月未満	1 月以上 3 月未満	3 月以上			円	円	円	円	<u>8 級以上の職務にある者</u>	<u>78,160</u>	<u>94,910</u>	<u>111,650</u>	<u>580,000</u>	<u>7 級又は 6 級の職務にある者</u>	<u>70,070</u>	<u>85,090</u>	<u>100,100</u>	<u>520,000</u>	<u>5 級から 3 級までの職務にある者</u>	<u>61,990</u>	<u>75,270</u>	<u>88,550</u>	<u>460,000</u>	<u>2 級以下の職務にある者</u>	<u>53,900</u>	<u>65,450</u>	<u>77,000</u>	<u>400,000</u>
区分	支度料			死亡手当																																		
	旅行期間		旅行期間		旅行期間																																	
	1 月未満	1 月以上 3 月未満	3 月以上																																			
	円	円	円	円																																		
<u>8 級以上の職務にある者</u>	<u>78,160</u>	<u>94,910</u>	<u>111,650</u>	<u>580,000</u>																																		
<u>7 級又は 6 級の職務にある者</u>	<u>70,070</u>	<u>85,090</u>	<u>100,100</u>	<u>520,000</u>																																		
<u>5 級から 3 級までの職務にある者</u>	<u>61,990</u>	<u>75,270</u>	<u>88,550</u>	<u>460,000</u>																																		
<u>2 級以下の職務にある者</u>	<u>53,900</u>	<u>65,450</u>	<u>77,000</u>	<u>400,000</u>																																		

3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行												
第6条 議長、副議長及び議員が県議会の招集に応じ、又は委員会若しくは議長若しくは議長があらかじめ指定する者の招請に応じて会議に出席したときは、費用弁償として鉄道賃及び<u>その他の交通費</u>を支給する。 2 (略) 3 第1項の<u>その他の交通費</u>は、その現によつた経路及び方法によつて計算し、その額は、一般乗合旅客自動車を利用した場合にあつては現に支払つたものにより、自家用自動車を利用した場合にあつては<u>県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例により計算した額及び高速自動車国道等の有料の道路の料金で現に支払つたものによる。</u>	第6条 議長、副議長及び議員が県議会の招集に応じ、又は委員会若しくは議長若しくは議長があらかじめ指定する者の招請に応じて会議に出席したときは、費用弁償として鉄道賃及び<u>車賃</u>を支給する。 2 (略) 3 第1項の<u>車賃</u>は、その現によつた経路及び方法によつて計算し、その額は、一般乗合旅客自動車を利用した場合にあつては現に支払つたものにより、自家用自動車を利用した場合にあつては<u>1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）につき15円を乗じて得た額及び高速自動車国道等の有料の道路の料金で現に支払つたものによる。</u>												
別表（第6条の2関係）	別表（第6条の2関係）												
<table><tr><td>区分</td><td>支給額</td></tr><tr><td>宿泊費（1夜につき）</td><td> 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号） 別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る） </td></tr><tr><td>運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</td><td> 最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。） </td></tr></table>	区分	支給額	宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号） 別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る）	運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）	<table><tr><td> 宿泊料 (1夜につき) </td><td> 食事料 (1夜につき) </td><td>旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃</td></tr><tr><td>16,500円</td><td>3,300円</td><td>最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）</td></tr></table>	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）
区分	支給額												
宿泊費（1夜につき）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号） 別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る）												
運賃の等級が3以上に区分された航空機による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃	最上級の直近下位の級の旅客運賃の額（現に支払った額に限る。）												
宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による外国旅行（特別なものを除く。）に係る航空賃											
16,500円	3,300円	最上級の直近下位の級の旅客運賃（現に支払ったものをいう。）											
備考 (略)	備考 (略)												

4 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）新旧対照表

新	旧																								
第1条（略） （地域県政総合センター）	第1条（略） （地域県政総合センター）																								
第2条（略） 2 地域県政総合センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第2条（略） 2 地域県政総合センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県湘南地域 県政総合センター</td><td>平塚市中里50番 1号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県湘南地域 県政総合センター	平塚市中里50番 1号	（略）	（略）			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県湘南地域 県政総合センター</td><td>平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県湘南地域 県政総合センター	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）	（略）		
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県湘南地域 県政総合センター	平塚市中里50番 1号	（略）																							
（略）																									
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県湘南地域 県政総合センター	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）																							
（略）																									
（県税事務所）	（県税事務所）																								
第3条（略） 2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第3条（略） 2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県平塚県税 事務所</td><td>平塚市中里50番 1号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県平塚県税 事務所	平塚市中里50番 1号	（略）	（略）			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県平塚県税 事務所</td><td>平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県平塚県税 事務所	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）	（略）		
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県平塚県税 事務所	平塚市中里50番 1号	（略）																							
（略）																									
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県平塚県税 事務所	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）																							
（略）																									
第4条～第8条（略） （児童相談所）	第4条～第8条（略） （児童相談所）																								
第9条（略） 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第9条（略） 2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県綾瀬児童 相談所</td><td>綾瀬市深谷中 4 丁目 2 番 1 号</td><td>大和市、綾瀬市</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県綾瀬児童 相談所	綾瀬市深谷中 4 丁目 2 番 1 号	大和市、綾瀬市	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県大和綾瀬 地域児童相談所</td><td>藤沢市亀井野 3,119番地</td><td>大和市、綾瀬市</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県大和綾瀬 地域児童相談所	藤沢市亀井野 3,119番地	大和市、綾瀬市						
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県綾瀬児童 相談所	綾瀬市深谷中 4 丁目 2 番 1 号	大和市、綾瀬市																							
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県大和綾瀬 地域児童相談所	藤沢市亀井野 3,119番地	大和市、綾瀬市																							
第10条～第14条（略） （土木事務所）	第10条～第14条（略） （土木事務所）																								
第15条（略） 2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第15条（略） 2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県平塚土木 事務所</td><td>平塚市中里50番 1号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県平塚土木 事務所	平塚市中里50番 1号	（略）	（略）			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>神奈川県平塚土木 事務所</td><td>平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	（略）			神奈川県平塚土木 事務所	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）	（略）		
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県平塚土木 事務所	平塚市中里50番 1号	（略）																							
（略）																									
名称	位置	所管区域																							
（略）																									
神奈川県平塚土木 事務所	平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号	（略）																							
（略）																									
第16条・第17条（略）	第16条・第17条（略）																								

5 選挙長等の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第33号）新旧対照表

改 正	現 行																				
第1条 選挙長、選挙分会長、審査分会長、開票管理者、選挙立会人、開票立会人及び審査分会立会人（以下選挙長等という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。	第1条 選挙長、選挙分会長、審査分会長、開票管理者、<u>投票管理者</u>、選挙立会人、開票立会人、<u>投票立会人</u>及び審査分会立会人（以下選挙長等という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法については、この条例の定めるところによる。																				
第2条～第4条 （略）	第2条～第4条 （略）																				
別表（第2条、第3条関係）	別表（第2条、第3条関係）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者</td><td>1日につき <u>12,200円</u></td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td></td></tr> <tr> <td>選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人</td><td>1日につき <u>10,100円</u></td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>	（削除）		選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>	（削除）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者</td><td>1日につき <u>10,800円</u></td></tr> <tr> <td><u>投票管理者</u></td><td><u>1日につき 12,800円</u></td></tr> <tr> <td>選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人</td><td>1日につき <u>8,900円</u></td></tr> <tr> <td><u>投票立会人</u></td><td><u>1日につき 10,900円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>	<u>投票管理者</u>	<u>1日につき 12,800円</u>	選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>	<u>投票立会人</u>	<u>1日につき 10,900円</u>
区分	報酬額																				
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>																				
（削除）																					
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>																				
（削除）																					
区分	報酬額																				
選挙長 選挙分会長 審査分会長 開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>																				
<u>投票管理者</u>	<u>1日につき 12,800円</u>																				
選挙立会人 開票立会人 審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>																				
<u>投票立会人</u>	<u>1日につき 10,900円</u>																				

6 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改 正	現 行
（社会福祉施設等業務手当） 第6条の2 （略） 2 社会福祉施設等業務手当の額は、月額の場合にあつては<u>7万4,200円</u>、日額の場合にあつては1,800円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。 （家畜等取扱手当） 第12条 （略） 2 家畜等取扱手当の額は、前項第1号から第7号までに掲げる業務にあつては日額<u>1,860円</u>を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。 3 家畜等取扱手当の額は、第1項第8号及び第9号に掲げる業務にあつては月額<u>3万7,100円</u>を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。	（社会福祉施設等業務手当） 第6条の2 （略） 2 社会福祉施設等業務手当の額は、月額の場合にあつては<u>7万500円</u>、日額の場合にあつては1,800円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。 （家畜等取扱手当） 第12条 （略） 2 家畜等取扱手当の額は、前項第1号から第7号までに掲げる業務にあつては日額<u>1,770円</u>を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。 3 家畜等取扱手当の額は、第1項第8号及び第9号に掲げる業務にあつては月額<u>3万5,300円</u>を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
（第1条関係）

改 正	現 行
（短期介護休暇） 第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2・3 （略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）<u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> （2）<u>出生時両立支援制度等の申告、願い出、請求等（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> （3）<u>職員の育児休業等に関する条例第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）<u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> （2）<u>育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>	（短期介護休暇） 第15条の6 任命権者は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2・3 （略） （新設）

改 正	現 行
<u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 (略) 第18条の4・第18条の5 (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第18条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等(次条において「申告等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 (略) 第18条の3・第18条の4 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正	現 行
(短期介護休暇) 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2・3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第15条の2 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号)第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。	(短期介護休暇) 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2・3 (略) (新設)

改 正	現 行
(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の申告、願い出、請求等（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の3</u> 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 （略） <u>第15条の4</u> （略） （読替規定） 第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の2</u> 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 （略） <u>第15条の3</u> （略） （読替規定） 第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の

改 正	現 行
規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに<u>第15条から第15条の4までの規定中</u>「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。	規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前3条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。

8 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) (第1号部分休業の承認) 第29条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項に規定する育児休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の4第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の4第1項に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、非常勤職員の勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定めるところにより行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数、<u>勤務時間等</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) (部分休業の承認) 第29条 部分休業の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u>において、30分を単位として行うものとする。 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項に規定する育児休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の4第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の4第1項に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児休暇、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、非常勤職員の勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定めるところにより行うものとする。 (新設)

改 正	現 行
の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出の時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業の承認の取消事由) 第31条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、第14条の規定を準用するほか、職員が第3項変更をしたときとする。	(新設) (新設) (新設) (部分休業の承認の取消事由) 第31条 第14条の規定は、部分休業について準用する。